

令和7年度 第12回江津市農業委員会総会

日時：令和8年3月23日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地の使用貸借に係る合意解約の届出について
報告 第2号 農地利用集積促進計画について

第3 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳
5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 9番 深野政勝
10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（10名）

吉岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
野田英夫、湯淺憲昭、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会長 皆様、おはようございます。今月の3日から実施された地域計画のエリア別会議にご出席いただきましてありがとうございました。ご案内のとおり、地域計画は1年ごとに見直しをしていきますので、少しずつ変更が生じている状況だと思います。また先般、事務局から農地利用意向調査における確認書の記入

についての文書が発送されています。忙しい中ですが提出期限が本日となっていますので、ご協力をお願いします。また今年7月には、農業委員・推進委員の改選があることで、事務局や各委員の皆様には何かとご心配いただいているところです。農業委員会においては、農地法に関する許可業務が代表的な業務ですが、農地利用最適化や有休農地の発生防止、新規就農の促進など、多岐に亘ってさまざまな業務があります。こうした中で、近年では農業者の高齢化と後継者の不在、耕作放棄地の増加、加えて気候変動など、さまざまな課題があり、関係機関と連携を深めながら、農地を守り生かすための取組をしていかなければと思いますので、今後ともさらなるご協力をよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和7年度、第12回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、和田委員と井上推進委員から欠席の報告を受けています。出席委員は過半以上ですので本日の総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、7番 大村委員、9番 深野委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地の使用貸借に係る合意解約の届出について

会 長 日程第2、報告第1号「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号、「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」です。番号1番です。農地の所在は跡市町●●●番●、地目は田、面積は322㎡、跡市町●●●番●、地目は田、面積は836㎡、跡市町●●●番●、地目は田、面積は955㎡、跡市町●●●番●、地目は田、面積は583㎡です。賃貸人は●●●●●代表相続人●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃借人は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。解約届出日は令和8年1月15日、解約成立日も土地引渡時期も同一で令和8年1月15日での合意解約です。

会 長 　　ただ今、事務局から報告がありましたがこの件について、ご質問等はありませんか。

〔 なし 〕

会 長 　　質問等が無いようでありますので、報告の通り、「農地の使用貸借に係る合意解約の届出について」ご了承願います。

農用地利用集積等促進計画報告

《 桜江町谷住郷 》

会 長 　　次に、日程第3、報告第2号「農用地利用集積等促進計画報告（令和8年2月報告分（貸借））について」を議題と致します。事務局の説明をお願い致します。本日もかなり分厚い資料となっておりますので、できるだけ簡潔にお願い致します。

事務局 　　報告第2号「農用地利用集積等促進計画報告（令和8年2月12日報告分（貸借））について」です。地区が桜江地区谷住郷で10年間の貸借契約が6筆で7,912㎡となっております。内容については次頁に詳細、次の頁に地図を添付していますので、ご一読下さい。次の頁からは2月26日公告分です。賃貸借です。同じように、集計表がつけてあります。江津地区松川町で、10年間の貸借の田が19筆、12,246㎡、畑が8筆、3,124㎡、桜江地区谷住郷で、6年間の貸借の田が27筆で40,343㎡、10年間の貸借が12筆で21,634㎡となっております。全体で田畑あわせて66筆で77,347㎡の貸借契約となっております。次頁から内容について、詳細を記載していますので、ご一読ください。また、詳細の次頁には地図を添付しておりますので、併せてご覧ください。以上です。

会 長 　　確認する時間がないので、少し時間をいただきます。ご確認ください。

〔 数分間の確認時間の後 〕

会 長 　　よろしいでしょうか。ただ今事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　　質問等が無いようでありますので報告の通り「農用地利用集積等促進計画について」はご了承願います。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査 結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2 番です。農地の所在は、都野津町●●●●番●●、登記は畑、現況は雑種地で、面積は 114 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●区●●●●丁目●●番●号です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●●●町●●●●番地●●です。転用目的は店舗の建築で、申請地に美容院を建築したいとのことでした。対価は 10a あたり●●●●●円です。工期は許可日から令和 9 年 1 月 31 日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図の 2 頁をご覧ください。右上から左下の方に道路が走っています。都野津西の●●●から県道皆井田江津線を●●方面に向かって約●●m進むと、「●●●●●●」という、●●●があります。●●の裏通りの耕作されていない土地で、周囲は、ほとんど住宅地になっています。転用するにあたって特段の問題は無いと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ほかに質問が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2」については、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規程による届出

《 千田町 》

会 長 次に、日程第 5、議案第 2 号「農地法第 5 条 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の 1 について（一時転用）」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員は本日急遽欠席となりましたので、野田推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 2 号「農地法第 5 条 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について（一時転用）」です。1 番です。農地の所在は、千田町●●●番●、地目は田、面積は 1,444 m²、千田町●●●番、地目は田、面積は 780 m²です。貸付人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●●です。借受人は●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●●●番地●●です。転用の目的は、●●●●●●の造成工事の残土を一時的に保管するということで、工事完了後は残土の使用先が決まっており、速やかに農地に戻すとのことです。工期は令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日です。以上です。

会 長 野田推進員、現地の確認及び報告をお願いします。

野田推進委員 それでは説明させていただきます。地図の 3 頁をご覧ください。申請地は跡市方面に向かって、県道皆井田江津線と千田農免道の交差点を●●方面に約●●●m進んだ●●●沿いの●●にあります。17 日に和田農業委員と現地の状況確認を行ないました。申請地は、●●●●●沿いに位置していることに加え、周辺には現在耕作中の農地がないため、公共用の残土の仮置き場としての利用に問題はないと思います。さらに申請地は長期にわたって耕作をされていないため、草木が茂っている状態でしたが、今回の一時転用により整地が行なわれ、周辺農地の荒廃が軽減されると考えています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件についてご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 他に質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条 1 項第 6 号の規定による農地転用届出 1 について」については、可決されました。

貸付人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地、賃借料は年間●●●●●円です。8番です。桜江町今田●●●●番●、登記は畑、現況は資材置場、面積は436㎡の内429㎡です。貸付人は●●●●さん、●●県●●市●●●●町●●●●●番地●、賃借料は年間●●●●●円です。9番です。桜江町今田●●●●番●、登記は畑、現況は資材置場、面積は410㎡です。貸付人は●●●●さん、●●府●●市●●●●●番地●●、賃借料は年間●●●●●円です。10番です。桜江町今田●●●●番●、登記は畑、現況は資材置場、面積は76㎡、桜江町今田●●●●番●、登記は畑、現況は資材置場、面積は177㎡、桜江町今田●●●●番●、登記は畑、現況は資材置場、面積は729㎡、桜江町今田●●●●番●、登記は畑、現況は資材置場、面積は352㎡です。貸付人は●●●●さん、●●県●●市●●●●丁目●●番●号、賃借料は年間●●●●●円です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員 県の担当者が多忙で、電話での確認となりました。場所の説明ですが、地図の4頁をご覧ください。県道桜江金城線の小田地区の●●●●の●●●●付近交差点を●●し●●●●を●●●●●が申請地です。河川改修工事と道路改良の現場で令和6年4月22日に一時転用の承認を受けています。工期延長の申請で令和10年度末で工事が完了する予定だそうです。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 他に質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条1項第6号の規定による農地転用届出の2～10について」については、可決されました。

非農地証明

《 後地町 》

会 長 次に、日程第6、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員並びに平野推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 3 号「非農地証明交付申請について」です。1 番です。農地の所在は、後地町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 2,000 ㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。非農地の理由としましては、30 年以上不作付けで荒廃しているためということでした。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図 5 頁です。3 月 14 日に平野推進委員とともに現地確認をいたしました。中央上のほう、国道 9 号線があり、尾浜交差点があります。交差点から●●●●●●方面に約●●●m進むと、道路沿いに民家がありまして、民家の●●●を●●m入ったところが申請地です。現地写真のとおり、長期間耕作をしていないため、木が生えており、完全に原野化しています。申請者に聞き取りさせてもらいましたが農地に復元しての営農は難しいので現況に合わせて登記したいとのことでした。以上よろしくをお願いします。

会 長 それでは続いて、平野推進委員から調査結果の報告をお願いします。

平野推進委員 藤井委員の報告通りで、私の方からの追加の説明を申し上げることはございません。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 1 について」は、承認することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 7、その他について、総会に諮るべき事案、事務局からなにかございますか。

事務局 その他「農地法第 3 条の規定による許可申請（変更）について」です。

会 長 議案の最後の頁ですね。

事務局 番号が 2 番になっていますが、前回申請時の番号を引き継いでいます。土

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。地方自治法の一部改正による「江津市サーバーセキュリティを確保するための方針」については農業委員会の方針と市長部局の同一内容とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。地方自治法の一部改正による「江津市サーバーセキュリティを確保するための方針」については農業委員会の方針と市長部局の同一内容とすることが承認されました。

会 長 その他みなさんからなにかありますか。よろしいでしょうか。

[なし]

会 長 その他の事務連絡等は総会終了後行ないます。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第12回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、令和8年度、第1回江津市農業委員会総会の開催は、4月20日月曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。よろしくをお願いいたします。

[閉会 午前10時20分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員